

平成24年(あ)第148号 道路交通法違反, 自動車運転過失傷害被告事件

平成24年3月26日 第三小法廷決定

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人東山尋明の上告趣意は, 憲法違反をいう点を含め, 実質は事実誤認, 量刑不当の主張であり, 補佐人Aの上告趣意は, 事実誤認, 単なる法令違反の主張であって, いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって, 同法414条, 386条1項3号, 181条1項ただし書により, 裁判官全員一致の意見で, 主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 寺田逸郎 裁判官 田原睦夫 裁判官 岡部喜代子 裁判官
大谷剛彦 裁判官 大橋正春)